

私立
幼稚園
経営者
懇談会

幼経懇ニュース

私立幼稚園経営者懇談会は、幸福で豊かな子どものための確かな幼児教育の政策提言を行う
社団法人日本経済団体連合会加盟業種団体です。

第 60 号 2010 年 7 月 25 日発行

内閣府泉政務官との意見交換会

去る 5 月 29 日、内閣府泉政務官をお招きし、「子ども・子育て新システム」構築に対して、下記三園長それぞれの立場から問題提起を行った。“時の人”泉政務官の過密なスケジュールの中でやっと都合してもらった 1 時間だったため、三者それぞれ 10 分で問題提起、その後質疑応答と意見交換を行った。

- ・幼稚園と保育園を営む立場から 桔梗野幼稚園 田頭初美園長
- ・幼稚園と認定こども園を営む立場から 名寄大谷幼稚園 白井慶子園長
- ・幼稚園を営む立場から 南横須賀幼稚園 長澤典子園長

ご承知のように内閣府では本年 3 月 11 日から 4 月 15 日までの間に各界の有識者を招き、6 回のヒアリングが行われた。この中で新システム構築に関して大方の課題は出されていたが保育・教育現場での末端の具体的な意見が少なかったため、実際に幼稚園を運営する一方、保育所や認定こども園を開設された方々の生の声、浮き彫りになった問題点を提起した。残念ながら時間が少ないため、今回は子どもの立場に立った保育、教育の在り方、保護者が望む保育園、幼稚園の在り方、保育園・認定こども園の教職員配置の適正化に絞った。

現在 2 歳、5 歳、9 歳のわが子を抱えながら幼稚園、保育園を運営している田頭園長の問題提起は、我が子を保育園に預けて働く母親のせつない気持ちと子どもからの思いも正直に吐露され、システムを整備するだけでは解決できない乳幼児期の親子の関係（愛着形成）作りの重要性を訴えた。

認定こども園を運営する白井園長からは、自ら造られた緻密なグラフを基に保育時間内のみの保育士配置基準では、総合的な子どもの育ちは見守って行けない現状を踏まえ、保育士が安全に保育し、かつ保護者が安心して子どもを預けられる仕組みの基本として、会議や連携維持のための時間が必要であること。そのた

めには保育士配置基準の見直しと、質の高いナショナルミニマムの確立を求める意見が出された。

永年幼稚園教育一筋に携わってこられた長澤園長からは、法律では就労する男女が共に育児に関わる時間を保障されているにも関わらず、有効に機能しない現状を憂えるとともに、発達障害を抱える子どもの増加や、夜型の大人の生活時間の中で暮らす子どもの健康面でのトラブルの増加、食生活の変化による成長へのダメージ等、時代の変化が子ども達にもたらしている負の側面等を伝え、新たなシステムが子どもの立場に立っての政策であってほしいと訴えた。

これに対し熱心にメモを取りながら問題提起に耳を傾けていた泉政務官からは、財源の確保は勿論のこと、「すべての子どもの育ちに有効なシステムの構築を目指している」と無難な回答が返ってきた。また、「幼稚園と保育園の先生達が膝を突き合わせ、子ども達にとって真に求められる保育、教育のシステムがどうあるべきかを
どンドン話し合ったらどうか」という意見が出された。

過去、幾度も幼保の一元化が取りざたされてきた中で、地域によっては話し合いが持たれたと聞いているが、子どもの幸せを論じることはできても、システムの

変革は、当事者だけでは無理なことは言うまでもなく、増してや省庁の壁を簡単に乗り越えるとは想像しなかったことである。しかし今回は政権交代後内閣を軸にトップダウンで改革が進められようとしている。その要因である時代の大きな変化が改革を求めていることは否定できない。事業仕訳等で俎上に上がった団体もしかり。幼保のみならず社会のあらゆるシステムが今時代の要請を受け入れながら、自身の生き残りのために変革を余儀なくされている。

今後私達の役割は、子どもの真の幸せのため、そして保護者とともに育ち、保育者もやりがいを持って仕事に取り組めるよう、新システムの構築のみならず、経済界に籍を置く団体として、乳幼児が両親の愛情をしっかりと感じ取りながら成長できる社会システム全体のよりよい改革に向けて問題提起を続けて行くことが大事である。

「新システムが目指す幼保一体化とは」

(有) 遊育 代表 吉田正幸

政府の「子ども・子育て新システム検討会議」は6月25日、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」をまとめた。これを受けて政府の少子化社会対策会議は6月29日、各閣僚の持ち回りです承し、事実上の閣議決定がなされた。

同検討会議が目指す新システムは、前政権のときに厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会がまとめた保育制度改革を踏襲した上で、さらに幼保一体化という考え方と仕組みを組み込んだものと言える。

保育制度改革のポイントは、(1) 客観的な基準に基づいて保育の必要性を市町村が認定し、認定された利用者に必要な保育サービスを保障する(「保育に欠ける」要件の撤廃)、(2) 市町村が一定の関与をしながら、利用者と保育事業者の間の公的保育契約制度を導入する、(3) 客観的な指定基準に基づいて保育事業者を指定し、指定された事業者が保育サービスを提供する(指定制の導入)——といった点にある。

この保育制度改革を給付の仕組み(公費の流し方)からみると、(1) まず保育の必要性が認められた利用者に対して保育サービスの費用を確実に保障するため、利用者に対する現物給付(利用者補助)を行う、(2) 事業者が保育サービスという現物給付を利用者に提供する、(3) 利用者に対する現物給付を行った事業者が、利用者補助に相当する現物給付にかかる経費を利用者に代わって受け取る(法定代理受領)——という仕組みにな

る。言い換えると、私立幼稚園のように経常費補助という施設補助を行うのではなく、利用者への給付(利用者補助としての現物給付)を行い、それに要した費用を事業者(指定を受けた事業者)が受け取るわけである。

新システムでは、こうした仕組みを「こども園(仮称)」に適用することを考えている。つまり、幼稚園も保育所も認定こども園も、「こども園」になることにより同じ給付の仕組みとなる。例えば私立幼稚園が「こども園」となった場合、これまでのような経常費補助ではなく、利用者への現物給付(個人給付)に要した費用を法定代理受領として受け取る仕組みに変わる。

一方、「こども園」に関しては、これまで厚生労働省や文部科学省などに分かれていた国の財源を「子ども・子育て勘定」として一元化し、市町村に「子ども・子育て包括交付金」として交付する。この「子ども・子育て包括交付金」は、補助金のように用途を特定した紐付き補助ではないが、一般財源(地方交付税交付金)と違って子ども・子育て関係以外には流用できない「色付き」の金となる。市町村は、国からの包括交付金と自治体の財源を合わせて特別会計に組み込み、一定の裁量をもって使うことになる。

国・市町村の財源の一元化に加えて、現在の幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学校学習指導要領との整合性・一貫性を確保した「こども指針」を創設する。それに基づいて、「こども園」は幼

児教育と保育をともに提供する。このほか、幼稚園設置基準と児童福祉施設最低基準の統合や、幼稚園教員免許と保育士資格の統合なども今後の課題となっている。

この新システムが本格的に施行されれば、現在の保育所は「保育に欠ける」要件がなくなることによって、基本的にすべて「こども園」になると考えられる。認定こども園もすべて「こども園」に移行すると考えられるが、幼保一体給付という財源の一元化や「こども指針」という保育の基準の一元化によって、現在ある4つの類型はなくなる。幼稚園の場合は、預かり保育を保育所並みに整備すれば「こども園」に移行できると考えられるが、4時間を標準とする教育時間だけの幼稚園は「こども園」にはなれない。恐らく経過措置を講じながら、徐々に「こども園」に移行していくことを目指すことになると考えられる。

「こども園」に移行しなかった幼稚園が、制度的にどのような位置づけになるのかはまだ不明だ。現行の就園奨励費補助や経常費補助が存続するかどうかも分からない。政府としては、基本的にすべての幼稚園、保育所が「こども園」に移行することを目指しており、指定制による「こども園」以外の施設は指定外施設という扱いになるかも知れない。

なお、「子ども家庭省」の創設については、難しい課題もあることから、当面は内閣府、文科省、厚労省という3府省で制度改革に取り組むものと考えられる。

編集室より

参議院選挙の結果が出ました。「新システム」の今後の動向が気になるところです。今号では、吉田氏(遊育)に最新の情報を執筆していただきました。あわせて6月25日の閣議決定がなされた「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を熟読されることをおすすめします。会としては9月又は10月頃に「新システム」にかかわる勉強会を企画したいと考えています。新システムが本格的に施行されるのかどうか、まだまだ不透明な点が多々ありますが……。とにかくこの一年国の動向、そして市町村の動向などに目を向けながら、自園が目指す方向を設置者、園長の立場からしっかりと見極めたいものです。私立幼稚園経営もいよいよ正念場です。(会長)

私立幼稚園経営者懇談会

事務局 124-0023 東京都葛飾区東新小岩 7-14-4
TEL 03-3696-6888 FAX 03-3696-6715